

昭和63年5月13日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

戸籍関係業務にかかわるコンピュータ処理について（答申）

昭和63年5月9日付藤市第50号をもって諮問された、戸籍関係業務にかかわるコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条によるコンピュータ利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、戸籍関係業務にかかわるコンピュータ処理の必要性は次のとおりである。

- ・ 一つの戸籍届を受理すると、受付帳及び戸籍簿の記載、人口動態事件簿等の書類・台帳等の処理があり、一連の作業を完結するためには多くの工程を経ている。
- ・ これらをコンピュータにより一元化することにより、戸籍記載までに付随する各種の戸籍事務の効率化と正確性が確保され、市民サービスの向上と事務の省力化が図られる。

3 審議会の判断理由

- ・ コンピュータ処理の必要性
 - ① 新戸籍編成について、従来は一連の作業を完結するまで7日程度かかっていたが、10分程度で処理を終えるものの、審査はあくまでも人の作業となることから3日～4日に短縮できるとのことであり、市民サービスの向上につながるものと思われる。
 - ② 相乗効果として、受付帳及び各種の統計に利用が可能となり、事務の省力化につながることも考えられる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲
 - ① 入力範囲については、新戸籍編成に限定するとともに、入力項目は戸籍記載事項のみであることから、不必要な情報まで入力される危険はないと思われる。
 - ② 利用の範囲については、受付帳の作成から戸籍事件簿の記載までの戸籍法に基づいた処理にのみ利用することから、他目的の利用はないと思われる。
- ・ 他のファイルとの結合状況
 - 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票について、すでにコンピュータ導入がされており、これとの関係を保つことにより、二重作業の解消が図られるとのことであり、この戸籍附票ファイルとの結合についての必要性は認められる。
- ・ 安全対策
 - ① 戸籍届出に基づき、職員が端末機より必要項目を入力するとともに、操作する職員を限定し、IDカード及びパスワード双方による規制をとることとされており、安全対策上の問題点はないと思われる。
 - ② 本システムは、ホストコンピュータには連動せずオフィスコンピュータにおいて対応するとともに、必要な処理が完結した時点でフロッピーよりその内容を消去することとされており、フロッピーの保管管理についても、戸籍簿と同様厳重な管理がなされることとされており、安全対策に十分に配慮がなされていると考えられる。
- ・ 以上のことから、コンピュータ処理にかかわるそれぞれの課題点についてすべて配慮がなされていることから、コンピュータ処理を認めるものである。

以上